

デジタル市場競争会議ワーキンググループ（第42回）

1. 開催日時：令和4年12月2日（金）15：30～18：00

2. 開催形式：通信システムを用いた遠隔開催

3. 出席者：

依田 高典	京都大学大学院 経済学研究科 教授
生貝 直人	一橋大学大学院 法学研究科 教授
川濱 昇	京都大学大学院 法学研究科 教授
伊永 大輔	東北大学大学院 法学研究科 教授
塩野 誠	(株)経営共創基盤 共同経営者/マネージングディレクター
増島 雅和	森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
山田 香織	フレッシュフィールドズブルックハウスデリンガー法律事務所 パートナー弁護士

(オブザーバー)

日高 正博	一般社団法人 DroidKaigi 代表理事 株式会社メルペイ
-------	------------------------------------

4. 議事

(1) これまでの議論を踏まえた論点整理

- OS・ブラウザ等のアップデート・仕様変更・ルール変更への対応について
- ブラウザの機能制限について
- データの取得、活用について
- デバイスの諸機能へのアクセス制限について

5. 配布資料

資料1 事務局提出資料

資料2 事務局提出資料（非公表）

資料3 デジタル市場競争会議ワーキンググループ 構成員名簿

○依田座長

ただいまから「デジタル市場競争会議ワーキンググループ」を開催いたします。

本日は、上野山議員、川本議員、森川議員が御欠席です。

また、今回から一般社団法人DroidKaigi代表理事を務められている株式会社メルペイの日高様、一般社団法人日本スマートフォンセキュリティ協会技術部会長の仲上様、公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長の増田様にもオブザーバーとして御参加いただきます。

本日は仲上様、増田様は御欠席ですが、日高様には御出席いただいております。

なお、塩野議員は16時から途中参加、山田議員は17時で途中退室されると伺っております。

それでは、本日の議事や資料の取扱いについて、事務局から御説明をお願いいたします。

○成田審議官

事務局の成田でございます。本日もお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日でございますけれども、今までヒアリング等を数回やっていただきまして、また、同時並行で我々のほうでいろいろとまた情報収集等をしてまいりましたので、今日はOSやブラウザなどの仕様変更・ルール変更など、ブラウザの機能に関する制限、データの取得・利活用に関する話、デバイス諸機能へのアクセス制限、大きくこの4つの論点につきまして事務局のほうから御説明させていただいた上で、皆様に御議論いただければと思っております。

本日の資料でございますけれども、資料2は非公表とさせていただき、それ以外は公表とさせていただければと思っております。資料2につきましては、様々な関係者からお聞きしたお話など、機微に関わる情報も含まれておりますので、非公表とさせていただければと思っております。

本日の議事録につきましては、いつものとおり、発言者の皆様の御確認を経た上で公表させていただく予定でございます。

以上でございます。

○依田座長

それでは、本日の議題に進みます。

まずは、事務局から、資料を基にOS・ブラウザ等の仕様変更やブラウザの機能制限等に関する論点について、20分ほどで御説明いただいて、その後、議員の皆様から御意見、御質問を頂きます。御意見、御質問については、生貝議員からワーキンググループ名簿順、その後に日高様、最後に途中入室される塩野議員の順でお願いいたします。

それでは、事務局の御説明をお願いいたします。

○成田審議官

そうしましたら、先ほどお話ししましたように、本日でございますけれども、大きく4

つの固まり、ルール変更・仕様変更に関する話、ブラウザに関する話、データの取得、デバイス諸機能へのアクセスに関しての話でございます。

今までのヒアリング、あるいは様々な情報収集を踏まえて論点を少し整理させていただいて、問題提起させていただいて、御議論いただければということでございます。

まず、1つ目の固まり、OSやブラウザ、その他の仕様変更などについての論点でございます。

中間報告での御議論は皆様もう御存じだと思いますので、説明は省かせていただきますが、中間報告では、こういった変更については、主に透明化法にあるようなスキームを適用してはどうかというオプションを提示していただいたのに加えて、最近は関係する事業者への影響が大きいルール変更なども見られていますので、そういったものについては、(e)のところに書いておりますように、透明化法にはありませんけれども、規制当局が介入するような協議や差止めのようなものがあり得るのかどうかという御提案も頂いたところでございます。

本件につきまして、まず、議論の仕方でございますけれども、様々なルール変更・仕様変更がございますので、幾つかの類型に分けて整理したほうがいいのではないかとということで整理させていただいております。

まず、1つ目の類型1というのは、透明性や手続の公正性に関する問題、それから、類型2というのは、むしろそうではなくて、1行目から2行目にかけてあるように、例えば、変更の内容自体が自社優遇の問題を起こしてしまうとか、仮に今回の議論を経て何らかの一定の事前のルールとか、事前の規制が整備される場合に、そのルールに反しているケースも考えられるのかなということであります。この類型1と類型2に分けて、少し整理して議論いただくとよいのではないかと。

※の「なお」のところで書いておりますけれども、ルール変更・仕様変更というのは、どちらかという、より広い事業者に影響がある話という性格を持っているのではないかと整理をさせていただいております。

その上で、本件について、引き続きいろいろと事実確認、ヒアリング等を事務局のほうでも行ってまいりました。

そして、中間報告までに御報告させていただいた、あるいは中間報告に書かせていただいた内容と同じようなヒアリングの結果が来ておりますので、これ自体、事実確認のところでき大きく変わることはないのかなと考えてございます。

十分な準備期間の確保や、ぎりぎりまで仕様が確定しないで正式にリリースされるまでに時間がなく、画面が崩れてしまうといったことが結構頻繁に起こり得る状況にあるというお話であるとか、あと、対応パッケージcの2つ目のポツでありますけれども、協議がなかなか実効的に行われにくい状況で、個々の事業者が対応するのは大変だということもありますので、例えば、団体が意見を集約して、協議してもらおうようなことがあるといいのではないかとといった御意見も出てきております。

以上を踏まえまして、今の時点で必要性も含めて対応の方向性を整理させていただいておりますので、御説明いたしますが、まず、類型1と申し上げました透明性や手続の公正性に関する話についての対応策として、中間報告のオプションのほうで提起いただいたような透明化法のスキームに、OSとかブラウザのルール変更・仕様変更等についても、適用を検討していったらどうかということでございます。

ただ、幾つか論点がございます。

まず、透明化法のスキームで開示義務があるわけですが、開示のタイミングについては、原則15日前ということ、例外としてより長い期間が必要な場合は「当該作業又は調整のために要すると見込まれる合理的な日数を確保した日」という書き方が現行ではなされているわけですがけれども、OS、ブラウザの場合は、その内容自体が非常に多種多様だということ、特にブラウザはかなり頻繁に行われる状況にあり、また、OSは数か月の期間をもって変更が行われるといったものがある一方で、OSも緊急の場合もあるということで、具体的に特定の日数を明示するというのはなかなか難しいので、基本的に「当該作業又は調整のために要すると見込まれる合理的な日数を確保した日」としていくのがよいのではないかと御提案でございます。

ただ、この際も、こういう形で自由度を持たせた形の枠組みとする場合には、事前開示の期限の設定に当たっては、関係事業者の意向を確認するなどの対話プロセスが重要なのではないかと問題提起をしたらどうかという御提案がございます。

手続・体制のところも、先ほど申し上げましたように、中間報告前にあったことと同じような御意見が聞こえてきておりますので、透明化法の枠組みに沿った形で対応してはどうかということでございます。

モニタリング、レビューも同様に、透明化法の枠組みに沿った形でどうか。

ここから先は、透明化法にはない部分について御議論いただければという点でございますが、先ほどのいろいろなヒアリング等でも出てきた関係もありますけれども、ルール変更に当たっての協議や実効的な対話プロセスが担保されるという手当てがもう少し要るのかもしれないということでございます。

そういう意味で、例えば、協議の申入れがあった場合の体制の整備といったことは、実は今の透明化法では明記されておりませんので、苦情処理の体制はございますけれども、協議の申入れがあった場合の体制・手続は明記はされていないということなので、そういったものを明記するような形にするのはどうだろうかということでございます。

それから、今のところでございますが、今のは体制整備・手続面での話でありますけれども、個別の事案で協議がなかなかスムーズにいかないケースもあり得るということでもありますので、最終的に必要な勧告ができるような仕組みとしてはどうかという御提案もここでさせていただいております。

協議の主体でありますけれども、先ほどのお話にありましたように、団体が協議の当事者になれる仕組みも制度的に担保する形としてはどうかということでございます。

この際、団体というところの要件の課し方の議論がありますが、別の法制では団体との関係で協議に応じなければいけないという義務が課されていたり、協議の結果が広くほかの事業者に行き渡るといふ、法制的にかなりかちつとした仕組みもあるわけですが、どちらかといふと、ここでは共同規制の中で、かつ、勧告といふところでとどまるといふことを考えると、そこまでの厳格な要件を団体に課さなくてもいいのではないかといふ御提案をさせていただいているところでございます。

それから、差止めのようなものが必要かどうかといふオプションも提起されていたわけですが、これは先ほど冒頭に言いました類型でいいますと、類型2に当たるような、要は、ルール変更自体が何らかの規律に違反することが想定されるのではないかといふことでありますけれども、そうだとすれば、これはむしろ個々の規律の執行の問題でございますので、ルール変更の延長というよりは個々の規律の執行という観点で、もし何らかの制度ができるのであれば、制度横断的な仕組みとして、例えば、独禁法などでは差止めなどの仕組みがございますので、そういうものを参考にしたものを用意する形が考えられるのかなといふことで、ここは総論的な議論として、後日、別の機会にまた改めて議論いただければと思っております。

もう一つ、OS、ブラウザのアップデート、仕様変更といふのは非常に多様なものがございます。緊急にやらなければいけないものも多いといふことでございますので、例外は必要だろうといふことでありますので、極めて軽微なものであるとか、緊急の対応が必要となるセキュリティー、プライバシーに関するものに対応しなければいけないもの等々について、例外は明示したほうがいいのではないかといふ御提案でございます。

それから、ブラウザ、OSのルール変更ではございませんが、中間報告の各論15のところでは有力なウェブサービスの仕様変更に関する問題が提起されていたかと思っております。特にブラウザを提供している事業者が有力なウェブサービスを有している場合に、有力なウェブサービスで、例えば、最新の機能が自社のブラウザには提供されるけれども、サードパーティーのブラウザには提供されないといふ問題、あるいは仕様について、ブラウザ間でなかなかうまく調整がつかない段階の中で一方的に導入されてしまつて、他のブラウザが負担を余儀なくされるといふケースでございます。

これにつきましては、対応の必要性といふところで書いてございますが、有力なウェブサービスにつきましては、「もっとも」といふところに書いてある部分でございますけれども、ユーザーの利便性の向上につながる新機能の追加が多くて、もちろん一般ユーザーにとつても望ましい変更が多いといふことと、オープンソースであるといふこともありますので、中間報告で示されたオプションの自社の優遇は駄目だといふ強い規制よりも、むしろプロセスの透明性、あるいは手続の公正性を図るような少し緩やかな枠組みがなじむのではないかといふ御提案をさせていただいております。

特に一定程度のシェアを有している競合のサードパーティーのブラウザとの関係で、そこに対して対応できない理由があるのであれば、その理由もきちんと説明するとか、ここ

に書いてございますように、そういったことを透明化法の枠組みに当てはめる形で対応するのはどうか。こちらもちょうど例外はきちんと用意していく必要があるということで、それに沿った規定も入れてはどうかといった形になります。

それから、もしこの規律を考えるのであれば、有力なウェブサービス、つまり、ブラウザの競争に影響を与え得るウェブサービスとはどういうものかも考えていかなければいけないということで、ブラウザの競争に影響を及ぼすような、つまり、多くのユーザーがアクセスするウェブサービスということで、例えば、アクティブユーザー数のようなものを指標として考えていってはどうかということでございます。

今、我々のほうで調べている範囲では、ブラウザを持っていて有力なウェブサービスを持っているという、アクセスが多い有力ウェブサービスでいうと、例えば、Googleの検索とかユーチューブなどが該当するというので、こういったものが候補になり得るのかなということでございます。

各論16で議論されておりましたのは検索に関する問題でございますけれども、こちらは特定のAMPというコンテンツの高速読み込みをするフォーマットを導入すれば、検索のトップニュースのカルーセルに掲載されるという要件を課したということでありまして。

検索におけるパラメータ、あるいは表示を決めるようなものについては、デジタル広告の議論の際も取引透明化法の枠組みの対象として透明性を図っていくということが提起されておりましたので、その枠組みを整理する中で、こちらの対応をすることが可能なのではないかとということで、こちらについても例外なども検討しながら対応してはどうかということでございます。

以上が1つ目のルール変更に関する固まりでございます。

2つ目の固まりがブラウザの関係であります。

各論11であります。こちらはWebKitの利用義務づけと、ブラウザにおけるウェブ・アプリに対する対応が必ずしも積極的ではないのではないかとという問題でございます。

中間報告において、オプションAとして、WebKitの利用義務づけというのはやめたほうがいいのではないかとという規律、それから、もう一つ、オプションBとして、ウェブアプリへのサポートについてでありますけれども、こちらは他のモバイルOS上のブラウザで提供されている機能と同等の機能を自社ブラウザでも提供することを義務づける規律がオプションとして考えられるかどうかという御提案があったところでございます。

こちらについても、前々回、皆様にいろいろとヒアリングでお聞きいただいたところも踏まえて少し整理させていただいておりますが、影響、あるいは理由の妥当性等々についてでございますけれども、1つは、Safari、ないしはWebKitについて、対応できている機能という面で見ると、少し劣っているところがあるのではないかと、あるいはバグが多いとか、それらへの対応が遅いといったことは先日のヒアリングでもあったところかと思っております。

そういう問題点があるがゆえに、iOSのブラウザ、他のブラウザもWebKitを使わざるを

得ないという状況の中で、仮にWebKitでバグなどが起きて、しかも対応が遅くなると、ユーザーの方からすると、ほかに移れないという意味で、セキュリティーリスクという観点でも懸念があるのではないかという御議論もあったかと考えております。

iOS上のSafariとサードパーティーのブラウザとの間の機能の差についての御議論もあったかと思っております。ここに書いてありますようなフルスクリーン動画、フルスクリーンゲーム、ウェブ・アプリのインストール機能、ブラウザの拡張機能、Apple Payへのアクセスなどが例示として挙げられていたかと思っております。

WebKit利用義務づけの理由について、Apple様のほうからは、今まで彼らのパブコメなどで御指摘があったのは、WebKitの利用義務づけがなくなってしまうと、アプリの中のブラウザの統一感がなくなってしまうので、一遍にアップデートして迅速に対応することができなくなるという御指摘があったわけですけれども、これについて、まず一義的にここで議論になっているのは、アプリ内ブラウザというよりはブラウザベンダーに対する義務づけの話なので、少し違う論点なのではないかということ。

アプリ内ブラウザについても、ブラウザのような投資が相当かかるものについて、各アプリ事業者が自ら開発するのは現実には考えられないのではないかということで、義務づけがなくなったところで、必ずしもほかのものが出てくることにはならないのではないかという意味で、懸念は当たらないのではないかと書かせていただいております。

以上を踏まえて、対応の必要性でございますけれども、まず、WebKitの利用義務づけについては、セキュリティーも含めて、ブラウザ間の競争の機会が阻まれているという観点から、利用義務づけは行わないようにという規律を入れてはどうかという整理をさせていただきます。

もう一つは、ウェブ・アプリへのサポートが必ずしも積極的でないということについても、これも先日のヒアリングでもお聞きいただきましたように、機能面で見ても、確かにiOS、Safari等でのサポートが少し遅れているという実態があったところがございます。

つきましては、これに対する規律についてでございますけれども、考え方として、それぞれのブラウザにおいてこういった形でウェブ・アプリの機能をサポートするかということも含め、機能の差分によってブラウザ間の競争が生じるということだと思われまので、ブラウザ間の競争を促していくという意味では、WebKitの利用義務づけをやめていただくような格好にすることによって、ブラウザ間の競争が行われれば、ウェブ・アプリへのサポートも含めた競争が行われることが期待できるのではないかと。

他方で、中間報告のオプションBで提案があった、他のブラウザで提供されている機能と同等の機能を求めていくということは、逆に言うと、機能の差分による競争の弊害にもなりかねないということで、ここまでのオプションBというのは不要ではないかといった御提案をさせていただきます。

ブラウザに対するOS等の機能のアクセス制限に関する問題でございますけれども、こちらの中間報告でのオプションとしては、アクセスについてはイコールフットイングを

求めてはどうかという提案がなされておりました。

こちらについては、先ほども少し出てきましたけれども、Safariとそれ以外のサードパーティーのブラウザとの間で機能面のアクセスに差があるということで、Apple Payへのアクセス、ウェブアプリのインストール機能等々、例示の機能について、一定期間後にできるようになったとしても、仮にそこに時間差があると、その時間差というのが大きな決定的な違いになってしまうというお話も聞こえているところでございます。

つきましては、対応の必要性ということで、中間報告で提案いただきましたオプションA、つまり、自社と同等の機能へのアクセス、イコールフットィングを求めてはどうかということでございます。

なお、この差分がWebKitの利用義務づけによるものか、それ以外のアクセス制限によるものかというのは、機能によって非常に様々な要因がございますので、この2つの規律を併せて対応していったらどうかということでございます。

機能やアクセスについては、セキュリティーへの影響などもあり得る部分でございますので、一定の例外は考えていく必要があるだろうという提案でございます。

前半最後のブラウザについての拡張機能に関する話でございますが、こちらはChromeとiOSのSafariへの対応が違っているわけですけれども、Chromeについては、ChromeのみがAndroid上の拡張機能を提供していない、他のブラウザが提供することについては許容されている状況であるのに対して、iOSではSafariだけが拡張機能への対応が認められているということでございます。

これに対して実態をさらに詰めてきているところでありますけれども、まず、Googleについては、拡張機能に対応することについて、技術的なハードルはそこまで高くないのではないかといった指摘も聞こえてきているところでございます。

その上でGoogleの状況についてでございますが、今、サードパーティーのブラウザでも拡張機能が提供されているものがあるということで、ユーザーに選択肢が与えられている状況であるということなので、Chromeがデフォルトになっているという意味での優位な部分というのは、対応を別途検討する必要があるかと思えますけれども、今、選択肢があるということを考え、また、Googleにおいてもそれに対応する取組を進めているという方針が示されておりますので、何らかの規律をもってそれに対応するようというところまでは必要ないのではないかと提案でございます。

一方、Appleのほうでございますが、拡張機能について、現在、他のブラウザに対してはApp Storeの審査をしているということで、もちろん、拡張機能についての何らかのチェックは必要だろうとは思いますが、ただ、App Storeの審査を必要としながら、Appleの回答としては、必要となるテストの時間的・技術的な限界があるので、今はできないのだという回答が得られているところでございます。

そういう意味で、App Storeで見る形にしながら、リソースがないのでできないということは、必ずしもApp Storeでの対応としていくことが不可欠なのかというところはある

わけでありますが、ただ、Appleにおいても、時間的な制約はあるけれども、将来、サードパーティーにこの能力を付加する可能性は否定しないというところもございますので、その動きをお待ちするということにして、何らかの規律で義務づけるというところまでは求めなくてもよいのではないかという御提案でございます。

ただ、この際に、Androidのほうでは各ブラウザ事業者が自社で拡張機能についての判断を行っているということでもありますので、リソースが足りないのであれば、むしろブラウザ自身に委ねていくというやり方があるのではないかという問題提起はあるのかなということもございます。

私からの御説明は以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

それでは、これから議員の皆様から御意見、御質問を伺います。

3人程度で区切って、必要に応じて事務局から回答いただこうと思っております。

では、生貝議員から始めていきますので、最初に、生貝議員、お願いいたします。

○生貝議員

御説明ありがとうございました。

全体として、まさしく取引透明化法のアプローチを応用、あるいは敷衍することで対応すべき問題、そして、例えば、特定のツールの義務づけの禁止でありますとか、一定の行為について、具体的な規律の在り方をまた別途考えていこうという切り分けは重要なことかなと思いました。

前者の透明化法的な枠組みにつきましては、有意義で重要なことだと考えております。しかし、ちょうど先日、モールとアプリストアについてのモニタリングレビューが行われたところですが、やはり政府部門を含めて、関係するステークホルダーにとって、コストはそれなりにかかる枠組みであるというところ、コストをかけてしっかりこの分野をモニターしていくこと、改善を図っていくということ自体、私自身はそれだけの意義があることだと思っておりますので、その体制をどのようにしっかりつくっていくかということと併せて考えていく必要があるのだろう。

後者の事前規制的な部分につきましては、まさに諸外国の法執行とか法規制の在り方をよく見ながら、具体化していく必要があるのだろう。

そういったときに、今、こうして具体的に特定の技術や慣行を挙げていただいておりますけれども、例えば、デジタル市場法であれば、幾つか一定程度の抽象的な類型という形で規定して、禁止事項をつくっている。

最終報告までに具体的に1回落として、ある程度の抽象的な規律の在り方というものをどのぐらいまで具体的に考えていくのか。その類型には、今回挙げた具体的な対象以外にどのようなものが入ってき得るのかといったことも今後のプロセスの中で検討していく価値があるのだろうなと感じます。

以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、川濱先生、お願いいたします。

○川濱議員

どうもありがとうございます。

御説明があった前半部分に関して、生員議員からも御指摘があったように、透明化法の枠組みの部分と追加的規制の部分、具体的な類型に近いような、義務づけ型に近い部分の区分けというのは、非常に明確で分かりやすかったと思います。さらに、今回はオプションが絞り込まれてきたというのも非常に説得的で、全般としてはこの方向は非常にいいのではないかなと思います。

その上で、方向性に関して、お伺いしたい点が幾つかございます。

まず、もちろんこれは透明化法だけでも、透明化法をそのまま使えるわけではないから、透明化法のスキームに関して若干の手当てをするというのはまさに必要なことなのですけれども、特に今回重要だと思ったのは協議の問題です。

協議及び差止めの問題は、今後もっと一般論の中で議論するところもあろうかと思えますけれども、協議の問題のところ、やはり団体による協議というのは重要だろうし、他方、協議の仕方に関しては、どうも公的な介入の仕方がもう一つ分からないところがあります。協議の法定の場合に、最終的に裁定のプロセスを入れるのか、それとも協議だけを執行するような抽象的で交渉義務に近いような形での着地点を狙っているのかというところは、今後、もう少し詰めていく必要があるのではないかなという気がいたしました。

それから、もう一点は差止めの部分ですが、これも総論で議論すべき点ですけれども、今の時点で教えていただきたいのは、ここで独占禁止法などを参考にした差止めというときに、もちろん24条の問題が中心的な参照点となろうかと思えます。公的な機関の差止めの問題とは別の、関係するステークホルダー、市民へのエンパワーメントの問題だと理解したのですが、もちろん、この前に差止めの前提となる義務の明確化も重要なことなのだろうと思うのですけれども、同時に、独占禁止法にはない団体訴権などの問題が必要なのではないかという気もするのですが、そこら辺は検討課題に入っているのでしょうか。

要するに、先ほど協議のときに、個別の事業者ではなく団体による協議が必要であったのと同様に、今回の部分は個別の事業者よりも特定のカテゴリーの事業者全体に影響するようなものなので、かつ、そんな場合には、個人にではなくて何らかの形で団体訴権を認めたり、適格団体の要件を定めた上でそういった対応をするというのも一つのオプションかなと思うのですけれども、そこら辺は検討されているのかどうかということをお教えいただければと思います。

私のほうからは以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、伊永議員、お願いいたします。

○伊永議員

ありがとうございます。

私も全体の方向に賛成です。その上で、ちょっと細かいのですけれども、4点ほど思ったことをお伝えしたいと思います。

1点目は、資料の5ページ目、OS・ブラウザのアップデートの際の準備期間の確保の話です。現在は十分な期間がとられていないので、OS等がアップデートされた後でも対応するアプリが十分でない場合があります。そのため、例えば、私などは、アップデートされた新しいOSの機能よりも、対応するアプリが使えないと困るという判断で、しばらくたってからアップデートするというを選んでいきます。そういうユーザーの主体的選択に委ねられている現状が必ずしも劣っているわけではないとも思いました。

その意味では、デジタルプラットフォーム側も、アプリ提供者が一定の対応を完了した後でないと、結局のところ、ユーザーにアップデートしてもらえないわけです。新しい機能がどうしても欲しい一部の人がアップデートするだけということになってしまわないように準備期間を設ける動機というのは、今でも一定程度働いていると思いました。

透明化法の枠組みに乗せるということには賛成ですし、相互理解を深めるということが重要だと思うのですけれども、5ページに書かれている合理的な日数を確保した日にして、事業者によるアプリの対応がそろうのを待ってからアップデートすると、その分だけリリースが遅れるということになってしまうのであれば、ユーザビリティを損なうという側面もあると感じました。それが1点目です。

2点目は、7ページの団体を協議の当事者にするという点で、これは岸原さんから要望があった点をうまく盛り込んだのではないかと思います。特にEC、オンラインモールなどの分野では、団体が果たす役割は非常に大きく、恐らくこの分野においても小規模の事業者等は団体を頼らざるを得ないということがあるのではないかなと感じました。団体の役割に鑑みて協議の当事者に入れていく、法律上きちんとそのような役割を与えておくというのは、牽制力になるのではないかと思います。したがって、ここは賛成したいと思います。

それから、3点目として、13ページの有力なウェブサービスに関わる透明化法的対応の月間アクティブユーザー数で判断するのはどうかというところですが、この基準なのですが、マンスリーアクティブだと、例えば、Facebookを使っているけれども、月に1回程度しか利用しないという感じで、多くの投稿はほとんど見ていないという状況も含まれます。マンスリーで見ると、結局のところ、急激に浸透してきた新たなウェブサービスみたいなものをランキング上は取り逃してしまうということになりかねないので、デイリーなのか、ウィークリーなのかは分かりませんが、マンスリーという期間を基準とするのでいいのかというのはちょっと付言しておきたいと思います。どういう場合を想定して、どういうこ

とに対応しようとしているかによるのではないかと思います。この基準だと、急激に浸透してきたウェブサービスに対してはなかなか対応しづらいかと思います。

最後に4点目ですが、21ページのWebKitの義務づけの話です。この点は既にDMAのお話が生貝議員から出ましたが、最終的にどうやって禁止するのかという出口の戦略構想を定めておくといいかと思います。WebKitの利用義務づけの禁止を実現するのに、どのような規律づけでどのように禁止するのかというのが意外と難しいような気がしています。つまり、抜け道というか、迂回措置みたいなものも上手に禁じないと駄目だと思うのですけれども、それをどうやってやればいいのかというのはなかなか難しいかもしれないかと思いました。最終的にはオプションBと同じようなことになってしまう可能性もあるかもしれないので、この辺りのイメージがありましたら、教えていただけると幸いです。

以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

ここまで生貝議員、川濱議員、伊永議員からあった御質問について、事務局のほうから御回答を頂きます。

それでは、どうぞよろしく願いいたします。

○成田審議官

たくさん重要なポイントを御指摘いただきまして、ありがとうございます。今、答えられる範囲でお答えしたいと思います。

まず、生貝先生からございました、透明化法は確かにコストがかかる部分がありますけれども、御指摘のあった体制整備は重要なところかと思っておりますので、そこも含めて考えていく必要があるだろうと思えます。

それから、もう一つ、御説明の中でも申し上げましたけれども、特にOS、ブラウザともに変更の頻度が結構多いので、例外になる部分が相当大きいのかなと思っておりますので、その辺りの例外のところをうまく措置することによって、費用対効果というか、あまりにも過度な負担にならないような形にするということもあるのかなと今考えてございます。

2つ目に御指摘のありました、抽象的な規律なのか、どこまで具体的に落とすかというところは、まさにおっしゃるとおり、今まさに我々の中でも議論しているところではありますが、最後の伊永先生からもありましたWebKitについて申し上げますと、御案内のとおり、DMAでは、ブラウザエンジンと書かれていたと思えますけれども、それは自社のものの利用を強要してはいけないということで、WebKitとは書いていないですが、ブラウザエンジンという形でスペシフィックに規定されておりますので、そういうやり方も一つのやり方としてあり得るのではないかなと考えているところでございます。

それから、川濱先生からも幾つか御指摘、御質問を頂いたと思っておりますが、透明化法の協議のところでは裁定を入れるのか、あるいは協議義務まで行くのかということであり

ますが、ここもかなりいろいろと他法令の事例なども見ながら、ただ、ここは共同規制的な少し柔らかい枠組みにしなければということで、かなりクリエイティブに考えなければいけないところということで今回提案させていただいているものなのですけれども、今日お示したものは、裁定まではやらないということでどうだろうか。それから、協議の義務というところまでもやらない。ただ、どちらにも関わりますが、勧告までは入れていくということでどうだろうかということでございます。

特に透明性とか手続の公正性で相互理解を積み上げながらやっていこうというコンセプトからして、最後の強制力というところはその辺りでどうでしょうかという御提案でございますので、この点について、そうではなくてももう少しこうしたほうが良いという御提案があれば、今日、ぜひ御議論、御指摘いただければと思っております。

次の差止めについてであります。御指摘のとおり、これは次回にまたいろいろと整理をさせていただいて、御議論いただければと思っておりますけれども、独禁法であれば御指摘の24条もありますし、公的な機関によるものもあるので、そこを両方必要と考えるのかどうかということ整理して御議論いただければと思っております。

そのときに団体訴権というお話もありました。そういう意味では、そこも含めて、次回、御議論いただければと思っておりますけれども、これは先生方には申し上げるまでもなく、団体訴権は、これはこれで制度的にかなりハードルの高いものでございますし、日本ではまだなかなか根づいていないという状況の中で、そういったことも含めてどう考えるのかなと考えているところでございますので、ぜひ次回に御議論いただければと思っております。

それから、伊永先生からございました準備期間のところ、おっしゃるように、OSのアップデートを全員が間に合うタイミングにしないということは、逆にユーザーにとっても新しい機能が遅くなってしまいうということで、多分、それは違うのだろうということでもあります。

他方で、ユーザーからすると、伊永先生のように、このアプリは間に合わないのだろうなと思いつつ選択をするということはあるのかもしれないですけれども、事業者からすると、アップデートしたときに自分のサービスがうまくいかないということが顧客を失うきっかけになりかねないという意味では、間に合わせられれば間に合わせなければいけない。そのために、特にエンジニアを集めなければいけないとか、特に通常の業務のためにスケジュールを組みながらエンジニアの工程をつくっていく中で、今のアップデートですら、その中に相当割り込んできて、対応が入るような実態がどうもあるようでございます。

そういったことまで考えたときに、一定のリーズナブルな期間をうまく見出しながら入れていくということは、双方で努力しなければいけないところなのではないのかなということでもありますので、おっしゃるように、全員がそろそろまでということではないと思っておりますけれども、一定程度の妥当な期間を考えながら、まさにそこは相互理解で妥当な線を

見いだしていくことでどうだろうかということでございます。

有力ウェブサービスでございます。我々も何人かの専門の方々ともお話しさせていただいて、マンスリーのところというのが一つ妥当な線であるだろうということもありましたし、デイリーと併せて見たほうがいいのかもしいかなという御議論もあって、ここはどういうデータを最後に使っていくのかということはある程度はありますが、ただ、いずれにしても、どのデータを見ても、対象の選定としては大体同じようなものになってくるのかなと。

正確に言いますと、今日お示ししたのはマンスリーでもないデータで、こういうものもあるのではないかと御紹介いただいたものをお示しさせていただいたのですけれども、いずれにしても、どういうものに対応するかということところが目的と考えると、要は、ブラウザ事業者からすると、かなり多くのユーザーの方がアクセスするサイトにおいて、新しい仕様等にキャッチアップできないことによって、このブラウザは使えないと思われるようなもの、そういうインパクトのあるものということなのかなと。それに即して考えていきたいと思っております。

それから、私が冒頭にお伝えするのを忘れておまして、この場をお借りして御紹介いたしますが、今日御欠席の増田オブザーバーからコメントを事前に頂いておりますので、御紹介申し上げます。2点ございます。

今の全体に関わる話としての御指摘でございますが、消費者の立場からすると、現在は選択するための情報提供が十分になされていないという点、それから、もう一つは、そうはいっても、消費者に選択する力が必ずしもあるわけではないという点、この辺りの前提を考えながら議論していただければということでもありますけれども、今回提起されているものについては、理解し、今の時点では特に反対するところはないということでありましたが、そういった御指摘があり、いずれにしても、こういう議論を消費者に広く伝えて、そういう選択肢も含めて、自分事として捉えられるような形にするにはどうしていったらいいだろうかとことを常に考えながら議論に参加していきたいという御指摘が1点ございました。

それから、もう一点は透明化法の件についてであります。透明化法の枠組みは増田先生も非常にお詳しい部分であるということでありましたけれども、消費者が関わるのは、全体のプロセスを通じると、結局、政府がレビューをして、それを公表する。そこで初めて消費者の目に触れるというところなので、そういう意味で、消費者に知らせるところでは、その部分をきちんと手厚く対応していただきたいという御意見をお伝えくださいということでございましたので、この場をお借りしてお伝え申し上げます。

ありがとうございます。

○依田座長

ありがとうございました。

それでは、後半のほうに参ります。

続きまして、増島議員、お願いいたします。

○増島議員

ありがとうございます。今回は2点です。

1つは、差止めも勧告もそうだと思うのですけれども、やはりトリガーがちゃんと引きやすいトリガーになっていることで、この辺のトリガーのつくり方は気をつけなければいけないかなと感じます。

制度的にはいろいろなところに差止めとかがありますけれども、実際にやっていますかという、多分、やっていないということがいっぱいありそうでありまして、今回も要件との関係で行使しにくいとか、特に行政が権限を持つような形になると、あっても使われないとか、使いにくいとか、もしくは行政組織として行使をためらうという話になっていると、あまり実効性がないと思いますので、トリガー要件をちゃんと実務の現場が引けるようにつくらなければいけないというのが1点です。

2点目は、これは差止め、勧告のときと同じだと思うのですけれども、客体対象はどこに向けて打つのだろうかというところでいうと、どうなのでしょう。透明化法でつくったような、日本の担当者に向けて打てばいいのですかね。

それとも、例えば、アイルランドの法人に、差止めだ、勧告だというものを打てるのか。透明化法は割とふわっとした法律で、お話ししようというスタンスでしたので何とかなったわけですが、もっとハードな仕組みを入れていこうとなったときに、客体対象については、もう少しちゃんと考えないと、例えば法制局がちゃんと通るのかなという点が少し気になりました。杞憂ですよということであればいいのですけれども、もしお考えがあれば、教えていただきたいです。

以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、山田議員、お願いいたします。

○山田議員

ありがとうございます。

1つは、ルール変更のところなのですが、結局、ディベロッパーの多くは、アップデートの時間もちゃんとあげようとか、スタートアップの保護、弱者保護みたいなところもあって、もちろん自己優遇とか、競争を確保しようというところは欧米もやっているのですけれども、弱者保護の部分というのはあまりやっていない。

今、スタートアップで日本をもっと活発にしましょうとか、政府のいろいろなプロジェクトが動いているわけなのですが、その文脈で透明化法の運用ともリンクしてくるのですけれども、欧米であまりやっていない保護で日本のスタートアップだけを政府が丁寧に守ってあげて、その結果、せっかく日本のスタートアップがあるのに、国際競争力が全然ないものになってしまうような形で新しい法律がつけられる、あるいは運用されるのは避けたい方がいい。

今、ITのクロスボーダーでいろいろやろうというプロジェクトがありますけれども、結局、日本のスタートアップで日本の外に出られるものはほとんどないとよく聞きます。その1つは、日本の環境の中で満足しているというのもあるし、環境の競争が甘い中で育った会社というのは弱い。早くやらなければいけない業界なのだったら、早くできるようなシステムを構築しなければいけないという発想もある程度彼らに培ってもらえるように、そのバランスだと思うのですけれども、政府として法律をつくるときに、あるいは運用するときに、そういう発想もないといけないのではないかと。

今までこのテクノロジーの分野で、半導体とか携帯電話とかもそうですけれども、すごく政府に保護されて、ガラパゴスになってしまったために、日本のせっかくいい技術が外に出ていかなかった。これから日本の国内市場がシュリンクしていくばかりなので、ぜひこの機会に、これでまたディベロッパーを守ることに特化した過保護な法律にはならないほうが良いという警鐘を鳴らしたい。

もう一個は、差止めは次回ということだったのですが、前々回、もう2年ぐらい前になると思うのですが、差止めのお話をしていたときに、当時は実は欧州議員会でも差止めをどんどんやろうということがあったのですが、その後、いろいろ判例とかがあって、結局、適正手続との関係で、差止めみたいなすごい権力を使って、よく分からなくてグレーけれども、取りあえず止めるということをやるときには、欧州の考え方だと、企業の権利としてちゃんと反論の機会もあげて、そのためには、何が理由で差し止めるのかという開示も政府の側からすべきというプロセスが不十分だったということで、ひっくり返ってしまったデジタル関係の案件が続いたもので、今、結局、欧州では急激にここ1~2年の間に差止めの機運がひゅっとしぼんでいるところです。

それを考えると、本当に差止めが必要なひどいケースもあることはある一方で、その適正手続ということで批判されたり、あるいは手続として後で裁判所でひっくり返ってしまったりしないような、先生方もおっしゃっていたきちんとした基準、海外企業の目から見ても適正手続ではないと言われたいようなものを最初からきちんと入れて、反論の機会をきちんとあげて、入れるのであれば、そこまで気を配った制度を入れたほうが良いというのが2つ目のコメントです。

以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、日高様、お願いいたします。

○日高オブザーバー

開発者の立場ということで技術者の所感にはなるのですけれども、全体の流れとして透明性を担保するということは非常に良い方向かなと思って見ておりました。やはりよく聞く事例として、マーケット側の突然の変更によってアプリの公開を差し止められてしまうみたいな事業に影響があるようなケースは結構起き得るのかなと知っているのと、そこ

に交渉のプロセスがきちんと入っているとか、対応するまでの十分な時間が確保できるという条件が入るのであれば、それは開発者にとっても非常にやりやすいのではないかなという点が1点。

あと、スタートアップのコンテキストでは、どうしても事業規模が大きくない中で、エンジニアや事業開発者が頑張るみたいなケースだと、団体が交渉してくれる、団体を立ててというところがあると、そういう意味では非常に後押しになるので、ここの部分は私も期待したいところです。

特にアプリ開発者というのは、個人でもできる、事業規模が小さくても大きなレバレッジがかけられるというよいところもあったりするので、そういう方々が萎縮せずに大きなチャレンジができるような環境というのはよいのではないかなと思っています。

あと、ブラウザエンジン、WebKit等の部分についても、利用義務を禁止するということだと、公正な競争になって、Chromeとか別のブラウザを使えることで逆にセキュリティが上がる。AndroidもChromeを使っているんで、iOSもChromeを使いましょうとか、Firefoxを使いましょうみたいな形で事業者が一体となって、Webと同じものさしを使って同じルールで測れる。プラットフォーム上で複数のブラウザが提供されて環境に差がないという状況であれば、セキュリティとかも上がるかなと思っているので、基本的にはこの後の議論もより開かれたプラットフォームとしてどこまできちんと決めていきたいと思いますかという点。

今後の技術革新を踏まえると、あまり限定的な枠組みにすると効果がなく、無駄になってしまうよというケースがあり得るので、そこの部分のバランスをとりたいとは思いました。特にセキュリティイシュー等は重要な領域なので、その辺のケアを生産性を下げずにできる方法があれば、開発者にとってもうれしいと思いました。

以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、今、塩野議員は御参加されておられますか。

○塩野議員

はい。今、参加しております。

○依田座長

途中からの参加だったので、成田さんのプレゼンを全部聞けていないかもしれませんが、どうぞお願いいたします。

○塩野議員

そうしますと、1点、差止め等でのスタートアップとしてのディベロッパーの保護の部分が思ったと思うのですが、申立ての当事者が誰になるかというのと、あと、パブコメでもあったように、具体的な被害の証拠、被害の類型みたいなものがしっかりとない、ほかの先生方もおっしゃっているように、そのデュープロセスというか、プロシージ

ヤ自体の正当性を担保するのが極めて難しいのではないかなという印象を受けまして、ある種、保護されようとしているディベロッパーがこういう被害を被って、これは不当でありますという流れを証明するプロセス自体にいろいろ疑義が入ると、もたないという印象を受けましたので、そこについても、またお教えいただければなと思いました。

以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

今、4名の議員からいろいろな形で質問が出ましたので、まず、こちらについて、できる範囲で事務局のほうから御回答いただきたいと思います。

○成田審議官

貴重な御意見をありがとうございます。

まず1点目、増島先生のほうからありました差止め・勧告の要件、使いやすいようにということも含めて、トリガー要件をとということではありますが、ほかの議論にもありましたが、差止めのその辺りも含めて、次回、少し整理をさせていただいて、御議論いただいて、そちらは次回にという前提でして、今日は材料が提供できていないので、次回にさせていただきます。

勧告のほうは、今の透明化法の書き方も一つの書き方かと思っております。要は、これはかなり柔軟に対応できるようにしなければいけないので、そことのバランスでどう書くかと考えたときに、今の透明化法の書き方もあるのかなと思う一方で、今回提案させていただいた協議ということも、勧告の対象としてはっきり見えていたほうがいいのかという意味では、おっしゃるように、勧告とふわっと書いてあって、協議をやっていないことについて、明記したほうがいいのかというのは、実は同じような問題意識で、そこを明記したほうがいいのかということでもございました。

それから、誰にというのも重要なところで、これは基本的に独禁法で言っている仕組みと、まさに透明化法をつくったときにやはり議論があって、独禁法と同じように海外の事業者に対しても言えるような形にしようということで、透明化法のほうもそういう仕立てになっておりますので、海外の事業者に対しても言える。ただ、立入検査には一定の限界はあるということも、独禁法と同様なのかなと思っております。

それから、山田先生からの御指摘で、バランスの問題でそこをよく注意しながらということで、これはつくるどころと運用と両方ということではありますが、おっしゃるとおりでありますので、先ほどの伊永先生の御意見に対するディスカッションとも同じだと思うのですが、みんながみんな、一番遅いところに合わせるということは、それをやってしまうと本当に弱者保護になってしまうので、そうではないフェアなラインというのを、一律には決め難いので、共同規制的にやっていくことで範囲をチューニングしながらという枠組みなのかなということでもございます。

そういう意味で、もともとEUでは透明化法のような規律をP-to-Bの規則でやっている

ということで、透明性を図ろうということは、必ずしもEUでそこが全く手当てされていないということでもないのかなとも思います。もちろん、やり方は多少違うところはございますけれども、そのように考えていますので、バランスよくやっていくということかなと思っております。

それから、差止めの話もございましたが、これは今日の御指摘も踏まえて、次回、少し整理して議論いただければと思っております。

それから、日高様から御指摘のありました件でございますが、団体のところは期待したいというお話がありました。うまく仕組みがつかれるように、実際にさらに検討していければと思っております。

あと、ブラウザエンジンの御指摘もありましたけれども、やはり規律の定め方ですね。先ほど来、生貝先生からも御指摘がありました。次のセッションで出てくるアクセスのイコールフットィングについて、今は具体的にこのケース、この技術、この機能ということでやっておりますけれども、多分、規律の仕方としては、一般的な機能へのアクセスのイコールフットィングという規律になるのだろう。

そうすると、では、どの機能で例外的な措置が認められるのか、あるいはイコールフットィングを求められるのかというところの決め方が必要になってくるかと思っておりますので、今日はそこまでカバーできていないのですけれども、次回に回してばかりで恐縮なのですが、そこも我々は問題意識を持っておりまして、例えば、御案内のとおり、DMAの第6条のところでは、具体的にDMAでは何をしてコンプライアンスするのですかというプロセスがありますので、そういったことも考えるのか、あるいはほかのやり方があるのかという規律と、個別具体的に当てはめるときにフレームワークをどうするかというのは、次回に議論できるような形でできればなと思っております。

最後に、塩野様のほうからお話がありました、誰ができるのかとか、プロセス論も、そういう意味では、差止めに絡む話だと思いますので、次回に少し整理をさせていただければと思っております。

以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

若干だけお時間があるので、今の議論を踏まえて、もう少し議員のほうから御質問、御意見があればと思っておりますが、私も1点、2点、簡単な確認をさせていただきたい。

このワーキンググループでもずっと議論してきて、法律までたどり着いた取引透明化法を使って、こういったモバイルエコシステムのほうに運用していくことを念頭に置いた場合に、既に取引透明化法は第1分野、第2分野が走っていて、現在、経済産業省のほうで第3分野のほうも取り組んでいる途中で、もともと取引透明化法における行政の役割としては、モニタリングレビューを行った後に、個別事業者、消費者、学識者の意見も聴取した上で、共同規制を深めていくというのが大前提にあって、どうしてもそれで駄目だっ

た場合、それが特にまた独禁法上の違反になる場合においては、経済産業大臣が公正取引委員会に対して対処を要請することも可能にはなっていた。

そういう中において、今回、団体というものを使っていて、そこに対して協議を勧告するというのを念頭に置いていった場合、それはモバイルにだけ適用されるのですか。それとも、もう既に走っている第1分野、第2分野、つまり、オンラインモールとか、アプリとか、そちらのほうまで遡及されて似たような仕組みになっていくのですか。そこら辺の法律上の整理をすると、どうなりますか。まず、そのイメージをもう少し教えてもらえますか。よろしくお願いいたします。

○成田審議官

ありがとうございます。

そこはまだ我々事務局の中でも、どうするか明確に案をとという段階ではないですが、ただ、我々も今まで聞いてきて、モバイルOSの中でアプリストアがあって、特に団体が代表してというのは、アプリストアのところが多なのが現実でございますので、そのところも併せて手当てをすることも案としてはあるのかもしれないなとは思っております。

ただ、そうすると、ほかのものはどうするのかとか、そこまでは今はまだ検討できていないのですけれども、おっしゃるとおり、そこをどうするかということは。

○依田座長

実際に施行後、運用までしていただいているわけで、せっかく法律で走り始めているので、ほかの先行する3つの分野とモバイルも含めて、取引透明化法の共同規制をいいものにしていく上で何か御意見はありますか。最近、ちょうど事前規制の研究を精力的にやっていて、取引透明化法がある以上、それをいい形で使うべきだと思うのですが、この持っていく方について、何か御意見はありますか。ほかの議員の皆さんも、意見があれば、どうぞ御自由に。

○川瀆議員

この透明化法との接続の仕方の問題はちょっと難しいというか、今の実情を知っておられる、モニタリングに入っておられる先生がここに2人おられるので、そのお二人のお話を聞いたほうがいいのかと思います。

○依田座長

了解しました。そうですね。どなたとどなたになるか。生貝さんが入っていらっしゃいましたか。

○成田審議官

あと、伊永先生と。

○依田座長

生貝先生と伊永先生かな。では、お二人、どうぞお願いいたします。

○生貝議員

伊永先生、何かございますか。

○伊永議員

あと、増島先生もおられますが、私からは、後半の話題でもあるのですが、実効性確保についてお話しします。

例えば、モニタリング会合では、実際の開示事項とかを見て評価することはできたのですが、一方で、苦情の処理体制とか、そういったものが実効的に本当に機能しているかどうかというのは内部の話なので、外部からの検証が十分にできなかったと考えています。

これは提出された報告書を見ても分からなかったし、その後のヒアリングを通じても十分に出てきませんでした。この点はやはり課題として残ってしまっていて、この部分のモニタリングをもっと有効に機能させる、もしくはモニタリングが必要ないぐらい事前にちゃんとやってもらうということが必要だなと感じています。

管理体制が実効的かどうかというのは非常に重要ですので、その体制についても、情報開示を前提とすることがぜひ必要で、この必要性については、OSの分野だけではなくて、その前のオンラインモールであるとか、アプリストア、場合によってはデジタル広告についても同様に必要であろうと思いました。

それから、団体協議に関しましては、OSの分野に関しても必要なのだろうとは思いますが、まずもって必要だろうとすごく感じましたのはeコマースの分野です。eコマースの分野などは、出店している事業者さんはかなり小さい人が多いので、そういった人たちは団体の協議に参加しつつ、自分たちもいろいろ学んでいたり、自分たちの置かれている状況をうまく法律の話題に乗せてもらうということが必要なのかと。アドボケーター役の弁護士費用とかも十分にさせないと思いますので、重要な点かなと思っています。

以上です。

○依田座長

ただ、団体の適格性や適切性というところは、行政があれこれランクをつけるわけにもいかないのです、どういう団体がどういう形でこの協議の場に乗ってくるかというのをどううまく収めるかも大変難しい問題になってきますね。

○伊永議員

そうですね。おっしゃるとおりです。団体訴訟の話になってしまいますが、消費者法関係では、同じように消費者が十分な対抗ができないということで、団体訴訟が既に盛り込まれている法律がありますので、そういったところでどのような基準で団体を選定しているかというのが一つ参考になるかもしれないと思いました。

○依田座長

ありがとうございます。

この件に関して、先生方のほうからほかに何か御参考になる御意見はございませんか。取りあえず先に進んで、またお時間があれば戻りますか。

ほかの件に関して、事務局、成田さんのほうからいろいろと御回答いただきましたが、

もう少し御質問や重ねての御意見等はございませんか。

○川濱議員

それでは、今の伊永先生の話に少しコメントいたします。私も伊永先生がおっしゃるような形の体制になろうかと考えております。要するに、適格消費者団体のような形で何らかの基準は必要だろうし、全体の利益を代表するということも必要なのだろうと思います。これは先ほど問題になりました、このプレーヤーの中には非常に弱い人もいれば、そうでない人もいるというときに、最低線に合わせていいのかどうかという問題もあることから、やはりこれは協議の際の代表者の適格性を選ぶのはかなり難しい問題があるのだろうなど。

と同時に、最低線に合わせるかどうかの問題というのは、適格性の問題というよりは、標準的な基準の決め方の問題とも関わってくるのであって、そちらの実態的なところでしっかりとそれが分かるような形で指針がつけられているのであれば、代表者の適格性の問題に関しては、それほど心配する必要もないのではないかと。これは先ほどから話題になっていますように、誰に担い手になってもらうかということと、それから、ルールをどこまで詳細につくるかという問題にもかかわります。

同時に、ルールの詳細化とともに、ルールのスタンダード化といいますか、一般的なプリンシプルに落とし込むことの両にらみでやっていかなければいけないという、立法技術的にはかなり大変な課題なのだろうなという感想です。これはやはり今後考えていくべきことだろうし、それもワーキングのメンバーも協力しながら策定していく必要があるのではないかなと考えております。

以上でございます。

○依田座長

おっしゃるとおりで、実際にこれを運用・運営されていく経済産業省も、どんどん毎年のように追加されていくときに、運用する体制を整えていくのにも準備と時間が相当かかっていくので、時間をかけながらいい形で検討していく必要があるかなと思いました。

成田さん、ここまでのところで、今までの前半の締めとして何か御意見や御回答はございますか。

○成田審議官

ありがとうございます。

皆さんがおっしゃっていただいたように、団体のニーズはあるのだろうなというところは、多分、皆さんのコンセンサスに近いところがあるのかなと。ただ、本当に我々も難しいところだと思っております。

ただ、今、川濱先生がおっしゃったように、ルールをどこまでというところ、あるいはどこまで強制力を持たせるかということと、団体の適格性の厳格度合いはある種のトレードオフになるような気もしておりますので、新しいところ、フロンティアをつくっていかねばいけない作業になるかと思っておりますけれども、ぜひ皆様にもお知恵を頂きながら設計できればなと考えております。

体制のところは、これもまた後々の議論になると思いますけれども、どこがやるかというところもまた併せて考えなければいけないということだと思っております。

以上です。

○依田座長

承知いたしました。

では、またもし最後にお時間が余れば、今のところにもう一度戻っていただいても結構ですので、一旦次の議題に進みます。

事務局から資料を基に、データの取得、利活用やデバイスの諸機能へのアクセス制限に関する論点について、20分ほどで御説明いただいた後、先ほどとは逆の順番で議員から御質問します。

山田議員が17時から退席されるので、山田議員、何か後半の議題について、あるいは今までのところで何か御意見がありましたら、今ここでお聞きしたいと思うので、お願いいたします。

○山田議員

後半は特にありませんので、どうぞ進めていただいて大丈夫です。

○依田座長

前半を聞いたところで、共同規制、透明化法のところとか、何か一言申しておきたいことはございませんでしたか。

○山田議員

特に大丈夫です。お願いします。

○依田座長

承知いたしました。

議題2については、日高様から逆順で御発言いただいこうと思っております。

では、事務局から御説明をお願いいたします。

○成田審議官

ありがとうございます。

では、後半のほうの御説明を差し上げます。後半はデータの話とアクセスの話ですが、データの取得・利活用については、中間報告では、オプションとして幾つか複数の提案を頂いているところでございます。

オプションAとしては、OS、ブラウザ、アプリストアなどを提供している事業者のほうで取得されたデータについて、自らが競合サービスに使うということはやるべきではないのではないかという点。

オプションBとしては、今度は逆にOS提供事業者側にたまっているサードパーティー事業者に関する利用のデータとか、そういったことについて、むしろサードパーティー事業者にアクセスを認めるかどうかといった点。

オプションCは、エンドユーザーによるデータポータビリティの確保。

オプションDというのは、OS、ブラウザ、アプリストア部門と、競争領域と考えるべきアプリやウェブサービス部門の間で、情報遮断のようなものも手当てをしてはどうかといった点を提起いただいていたところでございます。

まず、8月の時点で論点として挙がっていたのは、データの利活用の実態をもう少し精査してみようということがあったかと思えます。OS提供事業者の方々からも一定程度は提供いただいているわけですが、もう少し掘り下げていく必要があるだろうということで、今回、プライバシーポリシーにこういうデータをこういう形で使っているという説明が公に出ているということもありますし、そういうものを掘り下げて、今まで頂いている回答との関係で検証してみているところでございます。

それから、もう一つ、ディベロッパーの方々との関係で、規約の中でのデータの取扱いみたいなものもございますので、そこも少し着目しているということでございます。

まず、Apple様のほうでございますが、ディベロッパーとの関係でありますけれども、License Agreementの中で、Appleサービスから診断情報、技術情報、利用情報などの関連する情報を収集することがあることをディベロッパーの皆様は認めてくださいねといったくんだり、それから、Apple自らが類似または競合する自社のアプリ及び製品を開発する可能性、また、将来において係る開発を行うことを決定する可能性があるというくんだり、あとは、ディベロッパーのアプリに関する情報、ライセンスアプリケーション情報、メタデータ等々について、秘密保持義務あるいは使用制限に関して、Appleとしては一切同意できませんということ、これは非秘密情報であるということに同意してくださいといったくんだり、それから、ライセンシーによる開示情報を全て自由かつ無制限に使用及び開示することができるといったくんだりがあるという状況でございます。

併せまして、今まで頂いている回答との関係でどうなのかというところでございますけれども、アプリストアのところについては、プライバシーポリシーで書かれていることと、今まで頂いている回答はおおむね整合的なのではないかということ。

それから、OSのデータということではありますが、一部個人が特定できない状態で各デバイスとアプリの使用状況に関するデータが取得されているということについては、プライバシーポリシーにも書かれていて、我々のほうには回答がなかったわけですが、そういうことは行われているのだろうということが推測されております。

ブラウザについてでありますけれども、プライバシーポリシーの中にあった、Appleが取得・使用している個人データとして、ユーザーが閲覧しているウェブサイトのアドレスが含まれるというところは今まで回答がなかったところで、プライバシーポリシーに書かれていることとしてあったのかなということでございます。

Googleについても同様にプライバシーポリシー等を確認しておりますが、こちらは頂いている回答と大きな差異はないのかなということでございます。

なお、Apple、Googleともに、データの活用については、自社のアプリ開発等々に制約を課しているといったことがありますけれども、こういった表向きになっている規約の中

では、今のところ、アプリの開発に活用することを禁止するといった条項は確認できていないという状況でございます。

それから、先ほど伊永先生からもありましたように、自主的な管理体制がどうなっているかということについても、さらに把握していこうということで、これはなかなか難しい部分でございますけれども、これらのポリシーの中では、社内のグループ間のデータ共有に関する仕切りとか、そういったものについての規定は、今のところ、特段見当たらないということでございます。

いずれにしても、彼らの回答としては、エコシステムに参加する他社と競合するためには活用していないという回答があるわけですが、そこは外側からは見えにくい状況になっているということかなと思っております。

以上を踏まえまして、対応の必要性などについての御議論でございますけれども、まず、サードパーティーディベロッパーと競合するような形で、サービスの展開のためにデータを活用する、しないということについては、彼ら自身の自律的なガバナンスとしては、そこはやっていないということに依存しているところでありまして、外からはなかなか検証が難しいということ。

ディベロッパーとの関係では、むしろ規約の中でデータ利用が妨げられていないという同意が求められているということで、そのところの懸念が払拭される状態ではないのではないかということでございます。

一方で、仮にそういったことが行われる場合の競争阻害への影響が大きいということを見ると、オプションAで提起いただいたように、自社のデータを競合サービスに使うということは適切ではないといった規律を入れるべきではないかという提案でございます。

他方で、オプションDの情報遮断まで求めるかどうかについていいますと、競合サービスにおける使用に当たらない範囲で、むしろデータの利用によって消費者等々にメリットを提供するというデータの使い方はあり得るということで、やりにくくなってしまいうおそれもあるので、オプションDまでは採用しないという考え方もあるのではないかと御提案でございます。

それから、先ほどお話がありましたように、特にデータの活用について透明性を図るという観点で申し上げますと、今、透明化法のほうでは、プラットフォーム事業者が取得するサードパーティーに関するデータの内容や、取得・使用に関する条件について、開示しましょうという規律がありますので、OS、ブラウザを含めたモバイル・エコシステムを提供している事業者についても、同様の開示、透明性を高める規律を適用してはどうか。

この際に、先ほど伊永先生からもお話がありましたように、条件だけではなくて、体制がどうなっているかといったことも開示の対象とするということも考え方としてあるのではないかと御提案でございます。

次に、オプションBについてであります。これはサードパーティーに対してOS提供事業者が持っているデータに対するアクセスを認めることを、OS提供事業者に対して求

めるかどうかということでもあります。これについても関係する方々にいろいろヒアリングをしてまいりましたが、我々が今まで聞いている範囲では、大きく2つの種類のデータが可能性としてあり得るのかなということです。

1つは、マーケティングに関わるようなデータ、もう一つは、返金処理などをするときに必要なユーザーの連絡先情報などに関するものがあるのかということではありますが、前者のマーケティングに関する情報については、現時点ではそれほど強いニーズは確認できなかったということがございます。それに対して、返金処理に必要な連絡先等に関する情報は、引き続き強いニーズが多く事業者から聞かれていたという状況でございます。

以上を踏まえて、ニーズとの兼ね合いで考えたときに、返金に関する連絡先等々のデータについて、こちらは各論9のアプリストアに関する議論のところで、これも次回に議論させていただきますが、そこについて何らか一定の手当てが必要なのではないか、しかしながら、一方で、それ以外のより広い意味でのデータへのアクセスを認めるというオプションBについては、そこまでは手当てをしなくてもいいのではないかと御提案でございます。

次はデータポータビリティに関してでありますけれども、ポートする先であったり、データの種類であったり、クラウドでアクセスをするのか、ダウンロードなのか、いろいろなやり方がある中で、これも我々事務局のほうで専門家の方々のお話を聞きながら、今、実態がどこまで進んでいるのか、どこに限界があるのかということを見てきているところです。

OSについていうと、iOSからAndroidへのポートというのは、逆側から比べると、容易さに少し難がある状況なのかなということと、アプリストア間のポータビリティという意味では、ユーザーが購入した履歴データなどをポータブルにすることについては、潜在的なニーズがあるのではないかと声も聞こえてきております。

ブラウザにつきましては、ブックマークのデータ移行については、パソコンを経由してというやり方になってしまっているということであったり、ID・パスワードについては、センシティブな情報ではありますけれども、ファイル形式について、移動先のブラウザによって読み込めるものがあったり、読み込めないものがあったりといった状況でございます。

そういうことで、総じていろいろと取組は行われているものの、まだユーザーの皆さんが容易にできるというところには至っていない部分もあるのかなというところがございます。

以上を踏まえまして、こちらのポータビリティについては、いずれにしても、ユーザーがより使いやすい状況になるような機能の見直しと改善が必要だということで、これについては、きちんとした対応をしていきたいと思いますという規律を入れていくということがあり得るのではないかと御提案であります。

それから、各論21のソーシャル・ログインの問題でございますが、これはAppleに関す

る問題でありまして、Appleはアプリストアの審査をする立場であるわけですが、そのガイドラインの中で、アプリがソーシャル・ログインを提供する場合には、その中に選択肢として「Sign in with Apple」を表示してくださいという義務づけを課しているという問題でございます。

これについて、中間報告で、オプションとして提示いただいていたのは、自社サービスの表示義務づけをすることは禁ずるべきという規律にするかというオプションA、あるいはオプションBとして、そこまでは規律しないにしても、競合分野では取得データを使用しないようにという、先ほどのデータのところの規律をそのまま適用することで足りるのではないかというオプション2つを示していただいていたところでございます。

これにつきましても、関係者の方々からもいろいろヒアリング等々をしてまいりましたが、1つは、必ずしもAppleのID、サービスを利用する必要性を感じていないディベロッパーからすると、その部分についての一定のコストが発生する。その結果、コストとの見合いで全体をやめてしまうという判断をされる事業者があったり、あるいはアプリのほうでやると、ウェブのほうでも同様にこれを入れなければいけないという負担の問題、逆に金融機関などの場合は、高いレベルの本人確認が求められるという状況の中で、むしろそこまでの認証レベルでない「Sign in with Apple」を選択されてしまうと、もう一段認証しなければいけないことでの負荷が生まれているというお話もございました。

ソーシャル・ログインにおけるAppleのシェアを見てみますと、今は9%程度ということなのですが、これに対しての考え方がありますが、ここは我々のほうでもまだ十分に御提案できるようなところに至っていないわけですが、考え方として、細かくいうと3つ、大きくいうと2つなのかもしれませんが、1つは、この行為について、Appleによるある種の自社優遇によってIDプロバイダ間の競争が阻害されているという観点で捉える考え方、それから、Appleが抱き合わせによってアプリ事業者への負担・不利益を生んでいるという観点もあろうかと思えます。

これらの2つの考え方について、一定程度のインパクト、つまり、負担具合とか市場閉鎖効果が相応に大きいインパクトの度合いをどこまで必要なものとするのかどうかということがあろうかと思えます。

これに対する3つの考え方として、IDサービスのどれを使うかというのは、本来、各ディベロッパーの選択に委ねられるべきものなので、アプリストアの運営事業者という立場を使いながら自社サービスの表示を求めているというのは、ある意味では自社サービスを優遇しているということは明白なので、影響の度合いにかかわらず、こういったことはすべきではないという考え方もあるということ、こういった考え方をするべきかということについて御議論いただければと思っております。

なお、DMAのほうでは、IDサービスを含めて、利用を強制するだけでなく、オファー、つまり、ここでいう表示を義務づけることもこの規律の対象になっているということでございます。

各論22のChromeブラウザへの自動ログインの問題でございます。これはGoogleのウェブサービスにログインすると、Chromeに自動的にログインするというところでございますけれども、要は、ユーザーにログインしないという選択肢がどの程度しっかりと提供されているのかというところでございます。

こちらは我々のほうでも専門家の方々のお話も聞きながら、どういう実態になっているかというのを精査してきているところでありますが、結論から言うと、ログインするかどうかについてのポップアップが表示される場合もあるわけですが、一定の手続を踏むと、表示されなくなることもあるということで、我々のそういった調査も踏まえて、その実態をもう少しGoogleに確認していく必要があるかなという状況でございます。

他方で、ログアウトしにくいデザインになっているということも出てきておまして、いずれにしても、この辺り、どこまでユーザーが分かりやすい形で選択できるようになっているかというところをGoogleにも確認しながら、最終的に、一定程度分かりやすい選択肢が示されているのであれば、特段の対応は要らないということかもしれませんけれども、そこを詰めていきたいなという状況でございます。

大きく2点目はアクセスの問題でございます。中間報告では3つの例が出てきているということで、Appleに関してでありますけれども、OSのネイティブ機能呼び出すMini Appを実装することをガイドラインで禁止していることについて、それから、ウルトラワイドバンドについて、一定期間Appleだけしか使えなかったということ、それから、NFCチップへのアクセスにおいてApple Payの利用を義務づけている。こういった事例が出てきていて、これについて、アクセスを認めるべきではないかという規律でどうかということがオプションとして示されていたということでございます。

Mini Appについてであります。引き続き関係する方々からもいろいろとお話を伺いながらでございますけれども、ガイドラインでは、どういうものが禁止されるのか、あるいはサードパーティーとは一体どういう意味なのか、なかなか分かりにくいということとか、実はほかのアプリ事業者には認められているようだという実態がある中で、自らは認められていないというところの公平性に問題があるのではないかとございまして。

NFCチップの問題はセキュリティーの問題とも裏腹なところでございまして、これも専門家の方々からお話を伺っている中で、必ずしも今のような形でApple Payしか認めないという強い制限的なやり方でなく、セキュリティーを担保しながら、より制限的でないほかの手段というのやりようはあるのではないかとございまして。御存じのとおり、ドイツでは既にこの制度ができておまして、アクセスを認めるといった制度が導入されているという状況でございます。

ということ踏まえて、対応の必要性でございますけれども、Mini Appについては、Apple自身が提供しているわけではないという状況の中で、先ほどもありましたように、ガイドラインの明確性、不透明性、予見可能性、公平性等々が問題ですので、どちらかという、今ある透明化法の適用を厳格に行っていくことでの対応がまず第一に必要なのか

などということでございます。

各論26、27については、機能へのアクセスについてのイコールフットィングの規律を考えていく中で対象となり得るということで、ウルトラワイドバンドのほうは、もう既にイコールフットィングが数年遅れておりますので、こういうことがないような形の規律をしておくべきではないかという御提案であります。ただ、この場合はセキュリティー等への影響があり得ますので、例外というものは手当てをしておいたほうがいいのではないかとということでございます。

最後に、ボイスアシスタント、ウェアラブルでございますけれども、まず、サードパーティーのボイスアシスタントについては、スリープの状態でウェイクワードを発しても起動できないとか、幾つかの機能について、サードパーティーのボイスアシスタントへのアクセスに制限があるといった問題でございます。

まず、サードパーティーのボイスアシスタントでウェイクワードを使えるかどうかということについて、これはGoogleのほうでございますけれども、どうも今の実装としてはプリインストールされたボイスアシスタントのみが機能するというので、後からインストールされたものはその機能にアクセスできない仕組みになっているのではないかとということ、OEM側なのか、Google側なのかということもそうでありますし、後からインストールされたサードパーティーのボイスアシスタントアプリについて、ウェイクワードの実装が技術的に可能なかどうかということ、現在、引き続き詰めているところでございます。

Appleにつきましては、サードパーティーのボイスアシスタントによるウェイクワードの利用が認められない理由としてプライバシーの問題を挙げているわけですが、一般のアプリでもプライバシーを確認しながらやっているということでもありますので、ボイスアシスタントについても、ボイスアシスタント事業者のプライバシーポリシーを確認しながらというやり方ができないのかどうかということについて、問うているところでございます。

機能アクセスについては、具体的にGoogleのほうでやられているカメラアプリなどのアクセスについては、アプリ開発とボイスアシスタント開発の間の問題のようだというので、ここの個別具体的などころについていうと、必ずしもOSの許可自身に関わっているわけではない可能性があるというところではあります。引き続き、この事実確認をしているところでございます。

Appleのほうはテキストメッセージの読み上げ等でございますけれども、こちらは恐らくAppleの方針ということで、許可基準などのお問合せをしているところでございます。

以上を踏まえて、対応の必要性でございますが、いずれの件も引き続き精査中ということでございますけれども、何らかの規律を入れるのであれば、先ほどの各論26、27にあったようなアクセスのイコールフットィングという規律の中で、これが対象になるかどうかということになってくるのかなということでございます。

それから、ボイスアシスタントの接続できるカテゴリーがAppleのiOSのほうでは12種類に制限されている問題でございます。

中間報告でのこちらのオプションとしては、そういう制限はせずに広くアクセスできるようにすべきではないかということ、もう一つは、自社のものだけが使えるような制限になっているのであれば、自社優遇に当たり得るので、そういうことはすべきではないかということでございます。

まず、前者の制限すべきではないというところについては、いろいろとニーズを聞いて、一部の企業からはニーズがございますけれども、そこまで強いニーズには至っていないのかなという状況の中で、ニーズとの関係では、そういう制限をすべきではないという規律を入れるまでは要らないのではないかとございまして。

他方、自社優遇については、標準内蔵アプリにはそういう制限がない可能性があるように見受けられますので、ここは事実確認をしているということでございます。

ということ踏まえますと、オプション①で言っていたような制限してはならないというところまでの規律は、ニーズとの関係でそこまでは必要がないように思いますが、ここは事実確認次第でありますけれども、結局、機能、アクセスにおけるイコールフットィングの問題でございますので、必要に応じてアクセスに関する規律の中で対応していくということなのかなと考えてございます。

最後のウェアラブルのところもアクセスの問題でありまして、iPhoneとApple Watchの接続・連携の仕方がしやすいのに対して、他のWear OS搭載のスマートウォッチ等については、機能に差がある、動きが劣っているという問題であります。

これも今、ヒアリング等をやってきているところでありますけれども、6つほど懸念があったうちの3つについては、ニーズがより高いのかなということで、ペアリングにおける手間の問題、それから、Bluetooth Low Energyの利用に制約されているという問題、それから、通知機能や通知への返信ができる、できないという差分、この辺りは少しニーズが高いのかなということであります。

今、引き続きこちら辺も事実確認をApple等々の関係でやっているところでございまして、それ次第ではありますけれども、規律としては、こちら最終的には関連するデバイスとiPhone、モバイルOS提供事業者の関係での機能、アクセスのイコールフットィングの規律の中での手当てということになるかという御提案でございます。

私からは以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

それでは、先ほどとは逆に、日高様の後、増島議員からワーキンググループ名簿の逆順でお願いしていきます。

では、最初に、日高様、どうぞよろしくお願いたします。

○日高オブザーバー

まず、データの取得・利活用の部分なのですが、総論として調査いただいた内容は、確かにと同意するところは多いのですが、1つは、データポータビリティ等も意義のある内容だと思います。しかし、ここの部分の議論は細かく把握しておらず、まずは、どのようなデータをアプリとかOSが持っているのかというのがエンドユーザー側からなかなか把握しづらいのが、今日、共有いただいた内容からは読み取りました。開発者との規約というのはAppleやGoogleが開発者と結んだものですので、その結果をエンドユーザーが見えていると言われると、そうではないような印象を受けています。

感想になってしまうのですが、エンドユーザーがどのようにデータを使っているかという把握ができることも活用の前段階として事業者・開発者のエコシステムによる影響も与えるのではないかなと思いました。もし何かその辺の手当てがあれば、ぜひお聞きしたいなというところが1点です。

各論21のソーシャル・ログインの部分に関しては、確かにソーシャル・ログインは便利なもので、消費者の関心も高いし、サービスを使っただきやすくなるというところは、当然、開発者の立場からはあるのですが、競争した結果、そういう状況にたどり着くのがよい市場なのではないかなと思っていて、本件で提示いただいているとおり、サードパーティーに対して表示を義務づけるというところまで行くのはちょっと否定的だなと思います。やはりオープンな開発環境の競争をもって、何かイノベーションをなし遂げるといった形がよいかなと思っています。

あと、各論25、26、27のデバイス諸機能へのアクセスの部分に関しては、事業者が提供するガイドラインが不透明というところは、確かにそうだなとなく箇所もありますので、前段でお話しいただいた透明化の部分で、プロセスとかガイドラインをもう少し整理することで、ここの話も進んでいくのではないかなと思って期待しています。

最後のボイスアシスタント、ウェアラブルに関しては、技術的にもまだ挑戦的なところが非常に大きくて、今、書いていただいている議論の部分のどれほどがハードウェアみだいな製造上の理由、技術上の理由のものなのか。あとは、サービスのニーズをつかみ切れていないからそうなっているのかは判断しづらい状況です。開発者の立場からは何ともコメントしづらいところがあります。

ですので、イコールフットイングの原則を中心に調査を継続する形が望ましいのではないかなと思いました。OEM制限との文言も見えていたので、技術的なハードルもまだまだ大きい分野なのかなという感想です。

以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、増島議員、お願いいたします。

○増島議員

ありがとうございます。

まず、データの管理体制の開示の必要性というところ、いつも申し上げますが、これはやはり重要なポイントだと思いますので、管理体制の開示というのはお願いしていく必要があるのだらうと思います。

次にソーシャル・ログインの点は、これは結局のところ優越の話なのか。不要品の強要という話をしているのか、それとも競争者の排除の話なのか、どちらのほうの実態なのだろうなというところは確かに考える部分もありますけれども、IDを押さえると、IDをキックにデータベースがつくれるという状態になって、ユーザーのことを知れてしまう。

まさにこれがビッグテックの話になっているという文脈で考えると、IDの部分、事業者を通じて無理やりソーシャル・ログインのようなものを入れさせて、そういう状態をつくるものというのは、競争の排除、つまりログイン機能でほかの人を排除するというよりは、やはり優越の話だよなという感じがします。その意味では、端的に駄目ですと言ってしまうという、要するに、欧州型みたいなものは結構正しい筋書きなのかなと感じますというのが2点目です。

また、新しいテクノロジーの部分は、物ごとがどんどん動いていくという話と、把握もなかなか難しいところもあるので、特にボイスは、このところ急に潮が引くようにみんなが投資のリソースを減らしているという状況にもあるので、我々もアジャイルに動きまわると言っている以上は、事業者側が投資をあまり一生懸命しなくなっているところに応じた形で、緊急の度合い、危機の度合い、リスクの度合いを少し下げていくというメッセージといいますか、流れにしていくのが正しいのかもしれないということでございます。

以上3点です。ありがとうございます。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、前半最後、塩野議員、お願いいたします。

○塩野議員

ありがとうございます。

まず、全体をまとめてお伝えすると、サードパーティーのディベロッパーをどう守るかというところに主眼が置かれていると思うのですが、データの利活用、ソーシャル・ログイン、ブラウザログインに関しても、結局、ユーザーの利便性と安全を第一義に考えた際にGoogleらへの規律の正当性が生まれるのかなと考えておきまして、そうでないと、なぜそこまでディベロッパー、サードパーティー側を守るのだという話になるのかなという印象を持っています。

そういう意味では、例えば、データ利活用で、サードパーティーの求めに応じて無償・継続的にユーザーデータ、サービスデータを与えるということはかなり難しいのかなと思っていて、一方で、それがユーザーの利便性・安全性に資するのであれば、そこは争える気がしているところでございます。

次に、ソーシャル・ログインに関しましては、ここで示されているように、ディベロッ

パーへの義務づけは禁止するという規律にして、そこにユーザー側の自由度、ディベロッパー側の自由度を持たせるとよいかなと考えました。同様に、ブラウザログインに関して、ログインへの事前の同意といった規律を持たせることは必要と考えます。

実際にアプリのビジネスをやっている、ソーシャル・ログインとブラウザログインは物すごくパワーがあるなと感じています。ユーザービヘービアを取りに行く、データを取りに行く。IDの下にそれをデータとして集めて次のサービスを考案するとか、提供するというに物すごくパワーを持っていて、そのパワーをここで言うところのGoogle ChromeとかGoogleに物すごく寄せてしまうものと思っていますので、そういう意味では、中でも今後の競争という意味で、ここは結構重要になってくる。1回取られたものは返ってこない競争の領域がソーシャル・ログイン、ブラウザログインみたいな部分だと考えております。

以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

では、前半、ここまでで事務局のほうから御回答をお願いいたします。

○成田審議官

ありがとうございます。

まず、日高様から頂きましたコメントであります。データがどう使われているかをエンドユーザーが分かるようにということで、そのとおりにかなと思っておりますが、私が正しく理解しているかどうかの確認なのですけれども、例えば、プラットフォーム事業者とディベロッパーとの間でデータがどう使われているか、どういう形の合意になっているかということも含めて、エンドユーザー側からも見えたほうがいいのではないかという御示唆だったという理解でよろしかったでしょうか。

○日高オブザーバー

そうですね。今の状況だと、権限という形でユーザーに対して通知を送れるかどうかという提供管理みたいなものが行われているのですけれども、プライベートなデータに関しても、どのようなデータがやり取りされているとか、どういうトラッキングを受けているかというところをユーザーが正しく把握した上で、事業者、開発者がどう関われるかを感じています。

○成田審議官

なるほど。分かりました。ありがとうございます。

今の視点は、今後の検討でまた踏まえさせていただければと思います。ありがとうございます。

それから、ソーシャル・ログインのお話で御意見をありがとうございます。

それから、ボイスとウェアラブルについては、我々も解明するのに結構難渋しております。おっしゃったように、技術的に難しいという話なのか、そうではなく技術的にはで

きるけれども、そこに何らかの意図があるのかというのは、今まさに解明しながら作業し、その上で、それが本当にどこまでのニーズがあるのかという先ほど増島さんがおっしゃったような視点も加味して、最終的に考えていくということなのかなというのが今のボイスとウェアラブルのところでもあります。

それから、増島様から管理体制の件のコメントを承りました。それから、ソーシャル・ログインのところでございますけれども、泉水先生からも御意見を頂戴していますので、後ほどこれに関するところで御紹介したいと思います。

ボイスの話は先ほど申し上げたとおりであります。

塩野さんから頂きました点はおっしゃるとおりでありまして、冒頭に御紹介しました増田様からのコメントにもありましたように、ユーザーにとってこの議論やこういうことの手当てがどうメリットがあるのかというところをユーザーに見えるようにするためには、どうすればいいかというところが大事なのではないかという御指摘を頂いておりますので、この議論をする、あるいはロジックのつくり方も含めて、そのこの視点をもう少し注視していく必要があるのかなと思っておりますので、そのようにやっていければと思います。

ソーシャル・ログインの件も、ビジネスの関係からの御指摘をありがとうございます。その辺りも、確かに今のIDプロバイダとしてのシェアの位置づけと、ただ、それを持つことによる競争上の影響、インパクトということも、数字が見えないというところを加味して考える必要があるかなと思いました。

なお、Appleは、これによってデータを取得して使っているわけではないという言い方をしております。

すみません。これも冒頭に御紹介すべきだったのですが、泉水先生から事前に頂いたコメントで、ソーシャル・ログインに関しての考え方でありますけれども、抱き合わせ的な観点でいくのか、IDプロバイダ間の競争における自社優遇でいくかというところで、そのどちらもあまりくっきりと区分けができる話ではないように思うということが1点。

それから、ここで先ほど論点を提起させていただきましたように、どちらについてもその行為によって市場を閉鎖する効果が生じるというところで、独禁法の考え方でいうと、市場閉鎖効果を見て判断するというところと、一方で、競争手段自体、やり方自体がおかしいという考え方も独禁法の中では整理がなされているのではないかという御指摘があり、ここに当てはめていった場合に、もちろん市場閉鎖効果があるということまで説明できるとより望ましいだろうという一方で、後者、すなわち、やはり手段自体がおかしいということもあり得るのかなという御指摘がございました。

あとは、皆さんで御議論いただければという御指摘がございましたので、御紹介申し上げます。

以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、後半に行きまして、伊永議員、お願いします。

○伊永議員

ありがとうございます。

42ページ、43ページ辺りのデータの話が今まで指摘されているところではあるのですが、まず、データの取得・管理体制の開示対象のお話について、先ほど言ったとおりなのですが、モニタリング会合でこの辺りの情報が十分出てこなかったのには、初年度の対応であるというところがありまして、まだ手探りで対応していただいているということが影響しているというところはちょっと割り引いて見ておかなければいけないと思います。

一方で、ここが大事なのだということをメッセージとしてきちんと伝えることは重要ですし、それから、モニタリング自体が実効的にできることも大事ですので、やはり管理体制についての開示対象というのは重要だと感じています。

もう一つは、データの取得・使用について、ここが一番問題になったのですが、それだけではなくて、例えば、取引条件の変更をする際には、あらかじめそれによってもたらされる取引先への悪影響、不利益を事前に評価してから、もう一回再考して取引条件の変更をするかどうか判断するようにガイドラインで促されているのですが、その際の変更をもう一度再考する体制についても、準用可能というか、射程を広げることも可能かもしれません。あるいはアルゴリズムの一方的変更みたいなものをもう一度再考する際にも使えるかもしれないと思いましたので、データだけではないのかなと思います。

情報遮断について、42ページのオプションDのお話ですが、情報遮断自体を行ってしまうと、ユーザビリティさえ損なってしまうとか、新たな研究開発もできなくなるという側面があるのではないかということで、おっしゃるとおりだと思うのですが、特定分野によっては、例えば、得られたデータを広告目的に使うことはしないでくれといった形で、広告部門との関係で情報遮断をするということは可能なのではないかと思いました。つまり、情報遮断というのは、目的に応じてもっと細分化すれば、使える可能性があるのではないかなと思っています。

例えば、GoogleとFitbitが企業結合した際の審査というのがまさにそうで、ユーザビリティの向上に使われるようなものについては、無差別適用というか、その情報を使いたい人がいれば、その情報を無償で使わせなさいという義務を課す一方で、広告目的には一切使わないでくれという形で情報遮断をしています。

したがって、目的に応じたオプションDの活用の仕方、あるいは先ほどのソーシャル・ログインの話でいえば、特定の手段において取得した情報については、情報遮断してしまうということもあるかもしれないと思いました。一定の手段で得たデータについては、不当に有利にならないように情報遮断して利用を封じ込んでしまう。サービス自体はユーザビリティを上げるので、使ってもらおうということもあり得ると思いましたので、目的あるいは手段に応じて細分化した情報遮断というオプションも御検討いただければと思います。

以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、川濱議員、お願いいたします。

○川濱議員

どうもありがとうございます。

まず、私もデータ活用の問題からですけれども、基本的にオプションAを前提にするという形で、管理体制の開示等々によってオプションAの実効性を確保するという形で御提案を理解いたしました。

私もこの方向が基本的に望ましい方向だとは思いますが、やはり管理体制のチェックのやり方に関しては、もう既に伊永議員や増島議員のほうから御指摘があったように、難しい問題はあるのだらうと思います。

これはそれこそモニタリングにおける学習等々によるところもあるのだらうと思うのですが、今後はこういった形の体制のチェックポイントがあるかという情報を関係者から取得して行って、積極的に何をチェックすればいいかということに対する検討を進めていくことが必要なのかなという気がいたしました。もちろん、これは今後の実施体制の問題だと思います。

それから、情報遮断の問題ですが、今、伊永議員から御指摘があったように、情報遮断の問題は、個別にどう対応するかということルールレベルで書くのは非常に難しいとは思いますが。他方、情報遮断の問題というのは、例えば、オプションAと内部体制の対応では対処できないような形の利用形態があった場合には、今後、情報遮断の措置を進展する可能性もあるという程度の、今回、立法というところまで進むかどうかは別にして、今後もオプションとしてはやはり残しておく必要があるのではないかなと感じました。要するに、当面は取らないけれども、将来、これが必要な場合もあるかも分からないという程度の形で対処することも可能なのではないかなという気がいたしました。

それから、ソーシャル・ログインの問題ですけれども、これも先ほどの増島議員、泉水議員のお話から分かるように、これをどのように位置づけるかということはかなり難しい問題だなと。

これは広義の自己優遇系の問題なのですが、泉水議員が御指摘のように、市場閉鎖効果で見ていくというのが通常の反競争効果の識別基準としては妥当なのだらうとは思いますが、他方、既に御指摘があったように、ソーシャル・ログインというのは、かなり大きな力のある事業者の場合だったら、これをかなり有利に利用できる可能性もあって、その場合、関連企業における悪影響をチェックすると、必ずしも市場閉鎖効果を認識できるほど強い反競争効果が確保できるかどうか分からないところがあります。

この自社優遇系の問題というのは、よく独占力のことと言われる分野で、力を他分野に波及させるわけなのですが、そのときに、他分野で市場支配力の形成・維持・強化の危険

性をもたらす程度の閉鎖効果があるならば、伝統的な独禁法でも対処可能だけれども、そうでなく、ある種の自己の優位性の確保のために使っている場合というのは、これをその段階で規制することが必要か否かに関しては、ある種の決断が必要な部分かなという気もいたします。

欧州議員会がその道に進んだのは、やはり自己優遇という形で、この自己優遇という言葉は非常に便利なので、どこでも使われるわけですが、ある種の優遇の場合、特にソーシャル・ログインの場合には、義務だけだけれども、典型的な抱き合わせと異なって、力を波及させるための直接的な道具として使っているわけではなくて、購入するユーザー側から見ると、ある種、自発的にのんでしまっているところもあるわけなので、その部分の兼ね合いで、しかし、既に持っている力をてこにする材料としては有意義なのだという点でのチェックでもいいと考えるかどうかのある種の決断の問題かなという気がいたします。

これは先ほども御発言があったように、ソーシャル・ログインの持つ競争上の、関連市場分野ではないかも分からないけれども、力の源泉として大きく機能するかどうかに関する認識に依存するという手もあるのかなと。EUのように予防規制を拡張するような形で対処するのも一つの選択肢なのかなという気がいたしました。

それから、最後にもう一点、ボイスとウェアラブルの問題ですが、特にボイスの問題は、最近のいろいろな状況の変化から投資が減るのではないかという懸念も非常によく分かるのですけれども、同時に、このワーキングで検討したときに、3者体制になるか、2者体制になるかという点で、巨大な3者体制の3つ目に入ってくるところであっても、モバイルOSの強みを生かしたら、結局、巨大なものであっても、十分にマネタイズできないような状況を引き起こした結果と考えたら、今さら遅いのかも分からないですが、この部分に関する競争環境をいま一度整備して行って、完全に撤退するわけではない形での制度設計も検討する必要があるのかも分からないなという印象を持ったのです。これは全くの印象論で、深く検討しないと答えの出るものではないことは熟知しています。

以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

最後に、生貝議員、お願いいたします。

○生貝議員

ありがとうございました。

何点か簡単になのですけれども、まず1点目は、データの利用のところについて、伊永先生がおっしゃったデータの取得経路ですとか、あるいは目的に応じた遮断を含む規律の在り方というのは考える余地があるのだろうと思います。

まさしくソーシャル・ログインのデータも含めてなのですけれども、非常に様々な場所からのデータが、特にプロファイリングを含むターゲティング広告などに用いられることというのは、個人データ保護、あるいは対ユーザーとの関係という観点からも、これは深

く考えながら、しかるべきデータの利用ルールを考えていく価値があるのだらうと思います。

2点目として、このデータ取得の非公開データの競合利用を含めて、ほかの部分にも関わるところだと思えるのですが、まさに先ほどお話がございましたとおり、取引透明化法でも、実態に対する客観的な評価が構造上できない部分がある。

そういったときに、管理体制の開示というのももちろん重要だと思うことに加えて、実際にどのぐらいの法づくり方にするか、あるいはどのぐらい執行されるものにするかというところはともかくとして、当局による情報の提供要請とか、独立監査とか、検査の在り方とか、特にDMAの20条以下で規定されているようなことを、新しいデジタルデータプラットフォーム時代に即した実態把握の実質的な透明化のための当局の役割というのは果たして何なのかということ、この議論を具体化していく中では、まさに20条以下を精査しながら、より深く考えていく価値はすごくあるのだらうなと感じるところであります。

あと、3つ目としては、データポータビリティについては、まさしくこれは競争という観点からも、エコシステム、ユーザーの利便性という観点からも、特に今回はユースケースも極めて具体的に存在するところであり、なおかつ、リソース的な対応も可能などころなのだらうと思います。先ほど日高様からございました、具体的にどういうデータが活用されているのかということやちゃんとユーザーに伝えるということも含めて、より詳細な検討が進められていくとよいだらうなと思います。

差し当たりは以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

では、ここまで後半について、事務局からリプライをお願いいたします。

○成田審議官

ありがとうございます。

まず、伊永先生から、体制のところでは少し広がりを持って検討してはどうかということですが、御指摘を踏まえて考えてみたいと思います。

それから、情報遮断についてなのですが、今回、我々のほうで考えて提案させていただいた背景は、恐らくオプションAの競合サービスに使わないという規律の手段として、自分でウォールを引いたりとかはもう既にやっていると彼らは言うておりますので、ある種のオプションAの手段として仮にそういう規律ができれば、事実上、それをコンプライするための手段としてとられるということなのかなと。とらないやり方もあるのかもしれないけれども、そのやり方のところについては、ある種、ちゃんとコンプライするという前提で委ねるということでもよいのかなと考えたところがございます。

逆に、遮断について、どういう場合はよくて、どういう場合はよくないというところを規律として入れることはなかなか難しいのかなというのが検討の過程だったのでありますが、その辺りについて、また御助言等があれば、この場でも頂ければありがたいなと思っ

ておりますというのが1点でございます。

それから、川濱先生からありました、チェックポイントの運用のところ、これも従来からずっと御議論がありましたけれども、いずれにしろ、これは体制も含めて宿題として考えていかなければいけないところであります。

それから、ソーシャル・ログインのところは、川濱議員がおっしゃるように、決断ということだと思いますが、我々事務局としては、今回、決断し切れずにどれがいいでしょうかという提起の仕方になっておりますので、今日頂いたいろいろな視点も踏まえて、引き続き皆様のお知恵も頂きながら、最後にどのように結論を出していくかというのを決めていきたいなと思っております。

ボイスのところは全くおっしゃるとおりでありまして、弱ってしまっているからこそ、いよいよリスクが高まっていると捉えることもできるかもしれませんが、一方で、ビジネスの性質として、3者目だから、2者目だからということではなくて、マネタイズしにくいというところも、中間報告に至るいろいろな議論の中でも、広告はやりにくいとか、実際にビジネスとしてボイスを使ってマネタイズできるようなアプリはなかなかうまくいっていないところもあるのかもしれないということで、一方で、Matterみたいなものが出てきて追い風になる部分もある中で、今日の御議論にもありましたように、ここは少し市場をよく見ながらどうするかということを考えていきたいなと思っております。

あと、生貝先生からありました遮断の話は先ほど触れましたけれども、これも宿題として、どうやって実態を把握するためのツールを持つかというところは引き続き検討させていただいて、どこかのタイミングで皆さんに御議論いただけるような形にできればと思っております。

私からは以上でございます。

○依田座長

ありがとうございます。

議員の先生方の質疑応答の中で、議論すべきところでまだ足りていないような論点があったらと思うのですが、何かそういうものはございますか。

○成田審議官

もしよろしければ、今日は日高さんがお越しですので、NFCチップについて、セキュリティーとの兼ね合いで、最終的に規律を入れるとしても、どう対応するかというのは事業者が判断するというところで、どのテクノロジーを使うかも彼らが判断することなのだと思いますけれども、この辺りについて、少し補足的な日高さんのお考えなども御紹介いただくと、皆様も御理解がより深まるかなと思いますので、もしお願いできれば、その辺りはいかがでしょうか。

○依田座長

そうですね。専門性が高いことなので、日高様のほうで御意見がありましたらと思いますが、日高様、今ので回答できますでしょうか。

○日高オブザーバー

概論的なお話にはなってしまうのですが、NFCのチップを使う際に、決済とかによく使う都合もあって、セキュリティーの問題とどのような実装をするか。これもスマートフォンとかApple Watchのような小さなデバイスに埋め込む都合上、制約が非常に大きい技術になってきているというところを58ページの各論27のところでもまとめていただいているのかなというのは見ていて思うのですが、ここのポイントとしては、ここの決済を押さえて手数料等のビジネスを進めていく上で、各社のやり方というのは、クレジットカードのような既存のビジネスモデルではなくて、いわゆるGoogle PayとかApple Payという決済手段のブランドをつくって、その中でいろいろなカードが扱えたり、ワンタップでできたりというところを目指していく世界観がこれまでとの違いです。ですので、その中で問題が起きているのが、今現実を感じ取られている問題なのかなというところが概要です。

NFC決済を開放する、しないに関しては、エンジニア、開発者の立場からすると、基本的には開放していただいて、自由な競争の中でユーザーに選択いただきたいというのが原則なのかなというところもありつつ、セキュリティーとか契約上、独占的にみたいところは、どうしても交渉力が必要です。事業者が、その辺の機能を使いたいといったときには、どうやって交渉すればいいのかというところが不透明であるというのが、現在、ビジネスを考える人たちの課題ではあるかなと思います。

私も参入したいですよとなったときに、では、どうすればいいのですかというところ、個別交渉が原則ですので、ここは手が出しづらいなというのが事業者の部分です。

エンジニアの立場からいうと、技術上できる、できないというタイミングは終わっていて市場で提供されている機能ですので、どのように市場の公平性を担保するかとか、競争力のある形をつくっていくかみたいところがポイントなのかなと思います。

これで回答になっていますか。大丈夫ですか。

○成田審議官

ありがとうございます。

最後の技術的にはできるというのは、セキュリティーの担保も含めて、ということですか。

○日高オブザーバー

そうですね。過渡期は過ぎていまして、基本的にはセキュアエレメント方式とか、ホストカード・エミュレーション方式とか、幾つかはもう技術的に確立されて実運用に耐えているという状況があるので、今のタイミングだと、そういうセキュリティーの担保というハードルはもはやクリアできつつあるのかなと。

○成田審議官

分かりました。ありがとうございます。

○依田座長

議員の皆さん、ほかに何かつけ加えることはございませんでしょうか。

エンドユーザー側のデータについてなのですが、パーソナルデータの取得とか、あるいは利用データの囲い込みとかの部分について、デジタル広告のときでも、データの自社優遇的な使い方、サードパーティーに対しては使わせないという議論があったり、パーソナルデータでエンドユーザーに対してどうやって懸念を払拭するかという議論もあって、第4分野のモバイルと第3分野のデジタル広告のところは問題が違うので、やはり対応の仕方というのは多少変えざるを得ないのですかね。

例えば、パーソナルデータのところの取扱いは、第3分野のデジタル広告のときは、電気通信事業における個人情報保護ガイドラインのほうの対応という形になったのですが、今回はそれだと難しいですか。モバイルのほうなので、それこそ総務省で何とかしてほしいという気もするのですが、そこら辺はいかがですか。

○成田審議官

先ほどちょっと触れようかと思っていたのですけれども、まさにおっしゃっていただいたように、広告のときにも御議論いただいたように、広告での利用というのは両面あるのだと思うのです。

まず、ユーザーとの関係で透明性があるのかどうかというところが1つで、これはユーザーサイドでございますのでというのがあるのと、もう一つは、データのときのお話で、間でインターミディエートしている事業者がどんどんデータを吸収してしまって、広告主が持っているデータすらもどんどん吸収されてしまうという意味でのビジネス間のデータの問題だったかと思えますけれども、先ほどご指摘いただいたのは、どちらかというプライバシーの関係なものですから、先ほどのデータの規律で取り上げていたスコープからはちょっと外れてしまっている部分があるかなと思います。

今回、ポータビリティも競争の観点からのポータビリティという説明でやっているのですが、先ほどご指摘いただいた点とは、観点が少し違うアングルなのかなと思っておりません。ただ、その問題があること自体はもちろんおっしゃるとおりなのですけれども、ということかなと思っております。

○依田座長

承知しました。

皆様、ほかはよろしいでしょうか。お時間も大体ちょうどいいところまで迫っておりますが、皆様のほうで何か追加の御意見がなければ、今日はここまでにさせていただこうと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○成田審議官

もしよろしければ、うちのスタッフのほうでこれはぜひ議論いただきたいということは何かありますか。大丈夫ですか。

大丈夫そうです。ありがとうございます。

○依田座長

ありがとうございます。

それでは、本日は多様な御意見を頂きまして、誠にありがとうございました。

それでは、最後に、事務局から今後の御連絡を頂きます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○成田審議官

今日も長時間にわたり、貴重な御意見を頂きまして、ありがとうございました。今日の御意見を踏まえて、また次の検討を進めてまいりたいと思っております。

次回でございますが、年末のお忙しい中、本当に恐縮でございますけれども、12月22日木曜日午前9時30分から、大変申し訳ないですが、2時間半の時間枠を頂いております。残りの各論と総論について、総論のほうは論点が盛りだくさんですので、全部カバーできるかどうか分かりませんが、御用意させていただいて、御議論いただければと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひ申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。

私のほうからは以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

以上をもちまして、本日のワーキンググループを終了いたします。

○成田審議官

どうもありがとうございました。